

○加東市地域密着型サービス運営委員会設置要綱

平成18年4月1日

告示第133号

改正 平成21年3月31日告示第24号

(設置)

第1条 地域密着型サービスの適正な運営を確保するため、加東市地域密着型サービス運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 運営委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域密着型サービスの指定基準及び介護報酬の設定に関すること。
- (2) 地域密着型サービスの指定に関すること。
- (3) 地域密着型サービスの質の確保、運営評価その他市長が必要であると判断した事項に関すること。

(組織)

第3条 運営委員会は委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 介護サービス及び介護予防サービスに関する事業者並びに職能団体等の代表者
- (3) 介護サービス及び介護予防サービスの利用者並びに介護保険の被保険者（1号及び2号）の代表者
- (4) 介護保険以外の地域資源又は地域における権利擁護、相談事業等を担う関係者
- (5) 前4号に掲げるもののほか市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第5条 運営委員会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 委員長は、会議を総括し、運営委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 運営委員会は、委員長が招集する。

- 2 議長は、委員長が当たる。
- 3 運営委員会は、過半数の委員の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 4 運営委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 委員長が必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 運営委員会の庶務は、福祉部高齢介護課において処理する。

(平21告示24・一部改正)

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月31日告示第24号)

この告示は、平成21年4月1日から施行する。